



2026 年 8 月 20 日

各 位

東京都新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼 CEO 五十嵐 幹
(コード番号: 3675 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 CFO 小野塚 浩二
(TEL. 03-6859-2259)

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬等について、新たに事後交付型株式報酬制度を導入することを決議し、関連する議案（以下「本議案」といいます。）を2026年9月29日開催予定の第14回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

当社は、2021 年 9 月 29 日開催の第 9 回定時株主総会において、対象取締役に対して事前交付型の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給すること（以下「事前交付型株式報酬制度」といいます。）につきご承認をいただいております。

今般、株式報酬制度の一部を改定し、対象取締役に対して、業績連動型株式報酬ユニット（以下「PSU」といいます。）制度及び譲渡制限付株式報酬ユニット（以下「RSU」といいます。）制度の 2 種類の事後交付型株式報酬制度（PSU 制度及び RSU 制度をあわせて、以下「本制度」といいます。）を新たに導入することといたしました。

PSU 制度は、対象取締役の報酬と会社の業績との連動性をより明確にして、更なる企業価値向上に向けて対象取締役のインセンティブを強化するとともに、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）の終了後も株式の保有を継続することによって、長期間にわたり株主の皆様との価値共有を促進することを目的とするものです。

RSU 制度は、一定期間の継続勤務を促して対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、より長期間にわたり株主の皆様との価値共有を促進することを目的とするものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に對し、新たに事後交付型株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017 年 3 月 29 日開催の第 4 回定時株主総会において、年額 500 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、当該報酬枠とは別枠で、2021 年 9 月 29 日開催の第 9 回定時株主総会において、対象取締役に對して、年額 500 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分を含みません。）で事前交付型株式報酬制度に基づく報酬を支給すること、これにより発行又は処分する株式は年間 800,000 株以内とすることにつきご承認いただいております。

今般、本株主総会において、事前交付型株式報酬制度に係る報酬枠の内枠で、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

PSU制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数(以下「基準交付株式数」といいます。)、評価期間及び評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。

RSU制度は、対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」といいます。)中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、役務提供期間終了後に、あらかじめ定めた数の当社の普通株式を交付する制度で、当社の取締役会が定める業績目標を達成していることを当社の普通株式を交付する条件(以下「業績条件」といいます。)とすることができるものとします(業績条件はあらかじめ定めた株式数を交付する条件であり、交付する株式数は業績目標の達成度には連動しないものとします。)

本制度においては、PSU制度及びRSU制度のいずれについても、交付される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付するものとします。(ただし、当社の普通株式の交付時において、対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職している場合には、当該譲渡制限は付さないものとします。)。なお、PSU制度の業績指標及びRSU制度に業績条件を付する場合の業績指標は、売上高、利益その他の当社の経営方針を踏まえた指標を、指名・報酬委員会で審議の上で当社の取締役会において設定します。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、事前交付型株式報酬制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数と合算して、現在の事前交付型株式報酬制度の上限数である年間 800,000 株以内とし、その報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、事前交付型株式報酬制度に係る上限額である年額 500 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人部分を含みません。)の枠内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。また、複数年分の報酬等として事前交付型株式報酬制度又は本制度を適用する場合には、1 年当たりの合計付与数(PSU 制度については基準交付株式数、RSU 制度についてはあらかじめ定めた株式数を用いて算定します。)が実質的に当社の発行済株式総数の 1%程度となるように付与する予定です。

(1) 株式交付の方法

本制度に基づく当社株式の交付は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の発行又は処分を受ける方法

(2) 株式交付の条件

PSU 制度においては、評価期間中の業績目標の達成度等が確定し、概要として以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社株式の交付を行います。

- ① 当社の取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ② その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

RSU 制度においては、役務提供期間が終了した後、概要として以下の要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社の普通株式の交付を行います。

- ① 当社の取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ② 業績条件が付された場合にはその条件を達成したこと
- ③ 役務提供期間中継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことその他

取締役会が定めた要件を充足すること

なお、PSU 制度及び RSU 制度いずれについても、(i) 当社の普通株式の交付前に、①対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに(ii) 当社の取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(3) 譲渡制限等の概要

本制度に基づき交付される当社の普通株式には、対象取締役が株式交付時に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職している場合を除き、譲渡制限を付するものとしますが、その概要は以下のとおりです。

- ① 対象取締役は、本制度に基づき交付された当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、本株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- ② 当社は、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- ③ 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は当社との契約の違反その他本株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本株式を当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上